

令和8年6月から

電子的診療情報

連携体制整備加算について

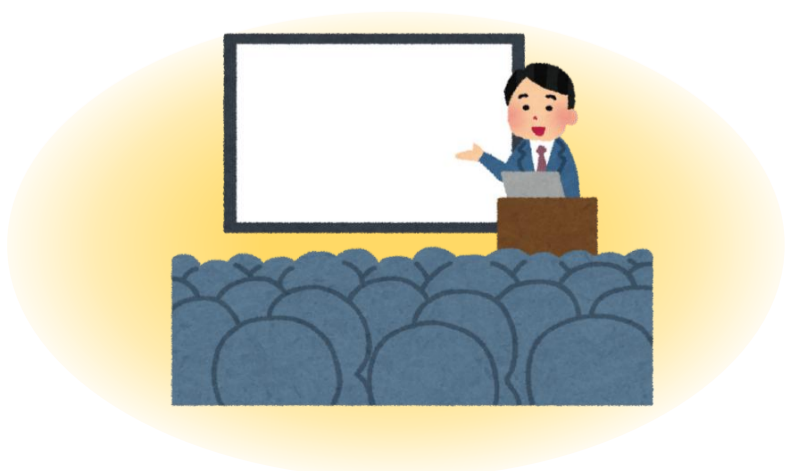
当院では、令和8年度診療報酬改定より新設された『電子的診療情報連携体制整備加算』の算定要件を満たす体制を整備しています。

当院では、医療DXの体制を整備し、質の高い医療の提供に努めております。

- 当院では診療報酬請求のオンライン請求を行っています。
- [マイナ保険証の利用によるオンライン資格確認システム](#)を導入しています。患者様の同意を得たうえで、薬剤情報や特定健診等の情報を取得・活用し適切な医療の提供に役立てています。



厚生労働省「安全管理ガイドライン」に準拠した体制であり、「安全ガイドライン」に基づき、年に1回程度定期的に必要な情報セキュリティに関する研修を行っています。



2026.6.1